

令和5年2月 定例教育委員会 議事録

- 日 時 令和5年2月22日（水）開会 17時34分
閉会 19時10分
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）（議事録署名委員）
教育委員 山本 隆正
教育委員 川崎 栄一
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
- 事務局職員 教育部長 柏木 正義
教育政策課長 奥 茂夫
学校教育課長 松丸 真治
社会教育課長 古本 昭彦
教育政策課参事 森本 悦子
学校教育課参事 利光 聡典
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
縄田 早苗
教育政策課長補佐兼教育政策係長
釘宮 誠治
教育政策課指導主事 重岡 秀徳
- 傍聴人 0名
- 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 「別府市教育行政アクションプラン（令和5・6年度）」について【議第1号】※継続審査
第3 令和4年度一般会計補正予算案（第11号）について【議第3号】
第4 令和5年度一般会計当初予算について【議第4号】
第5 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第5号】
第6 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について【議第6号】
第7 別府市学校給食共同調理時用の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第7号】
第8 工事請負契約の締結について【議第8号】
第9 別府市公民館条例の一部改正について【議第9号】
第10 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第10号】
第11 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について【議第11号】

第12 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について【議第12号】

第13 部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画の改訂について【議第13号】

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第1号】

その他 (1) 3月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和5年2月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員にお願いいたします。

◎ 「別府市教育行政アクションプラン（令和5・6年度）」について ※継続審査

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第1号「別府市教育行政アクションプラン（令和5・6年度）」についてでございます。この件につきましては1月の定例会から継続審査となっております。それでは説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは議事日程第2、議第1号「別府市教育行政アクションプラン（令和5年度・令和6年度）」についてでございます。資料は横版のレジュメとなります。この件につきましては、1月の定例会では、委員の皆さまから様々なご意見をいただき継続審査となっておりますので、ご指摘をいただいた事項について再度検討を行い、修正したものを提示させていただいております。なお、修正した箇所は赤字にしております。

ご指摘いただいた事項でございますが、まずは根拠となる実績値を示すこと。令和4年度の実績値が記載できない場合は、推計値でもよいし、場合によっては令和3年度の実績値でもよいので、何らかの数値が示されないというご指摘をいただきました。今回、可能な範囲で実数値を記載するように修正をしております。また、「取組」の指標については、子どもの意見や姿で示したらよいのではないかとのご指摘をいただいております。その点につきましても、可能な範囲で修正をしております。

その他にも、＜基本方針1＞「学び、育つ」ことを重視した教育では、3ページのICT教育の推進ですけれども、タブレット端末の平均活用率の見直しの部分を修正しております。また、5ページの不登校児童生徒への支援について、不登校対策委員会の実施割合ではなく別の取り組みを行うことへの見直しを行っております。また、6ページをご覧ください。学校における食育推進計画の項でございますが、計画を作ることを取組にあげている点の見直しをしております。＜基本方針3＞次代を生き抜く力を育む教育環境の整備では、最後の11ページをご覧ください。学校給食センター

等の運営の項でございます。おいしい給食という指標では分かりにくい
ため、多彩、バランスの良いといった要素を加えてはどうかといった指摘
に対する見直しを行っております。その他にもたくさんの指摘事項があり
ましたが、可能な限り見直しを行って修正しております。
説明は以上となります。ご意見等ございましたらお願いいたしますと思
います。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。
教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 給食センターの件ですけれども、安全・安心でおいしい給食の提供というこ
とで、だんだん目標値を上げていく、となっていますが、結局は好き嫌い
をなくさないことには、好きなものばかり食べさせたら残菜率は0に近
くなりますよね。好き嫌いをなくすという目的に沿った食育をしないと
ならないんですよね。それをどこかに強調しておかないと、ただおいしいも
のを食べさせて好きなものを食べさせれば、それは残菜率0ですよ。管理
栄養士がついてきちんとしたものを食べさせるのだから、海藻だってちゃ
んと食べないといけないし、野菜だって食べないといけない。そういう
ことが食育になるということどこかに謳わないといけないのではないで
すか。

教育政策課長 おっしゃるとおりと思います。おいしい給食というには、心にも体にもお
いしい給食ということを指しますので、実際に苦手な食材があっても食育
を推進することで食に関する興味が湧いて、苦手なものも食べられるよ
うになるということもありますので、その点につきましても、今作成準備を
進めていますが、今年5月に策定予定の食育の推進計画の中でそういった
ことも盛り込んでいきたいと思っております。今お話した件は、6ページの(4)
小・中学校における食育の推進の①「別府市立学校における食育推進計画」
に基づく食育の推進、この中で今委員さんが言われたような取組につ
いて定めていきたいと考えております。

寺岡教育長 その他はございませんでしょうか。

川崎委員 1月の定例会での我々の指摘について、真摯に反映させていただいて、
ぱっと見たときにすぐ頭の中に入ってきました。そういった意味ではいろ
いろ苦勞されたんだろうなと思って、大変良くなったと思っております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないよう
でございますので、以上で質疑を打ち切り、議第1号は、原案に対し議決
することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第1号は議決することに決定
いたしました。

教育政策課長 お願いがございまして、今後作業をしていく上で、例えば軽微なものの微調整等字句等の修正が考えられます。そういったことがあった場合、教育長のほうにご一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、軽微な修正等については教育長一任ということにさせていただきます。

教育政策課長 ありがとうございます。

◎ 令和4年度一般会計補正予算案（第11号）について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第3号 令和4年度一般会計補正予算案（第11号）についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 議第3号につきましては、規定により意見を求めるものです。それでは補正予算（第11号）議案に沿って、教育政策課関係部分から説明いたします。3ページをご覧ください。歳出よりご説明いたします。0551 小学校の運営に要する経費の追加額です。需用費 275 万 8 千円は、物価高騰による光熱水費（電気・ガス・水道）の上昇に対する増額です。次に、0553 小学校の施設整備に要する経費ですけれども、亀川小学校管理教室棟改修工事の施行内容を変更したことに伴い、施設整備事業債の増額 270 万円について、知事の同意を得たことによる財源補正であります。0566 中学校の施設整備に要する経費の減額 1,315 万 6 千円です。こちらは、青山中学校及び朝日中学校の施設整備工事の施工計画見直しに伴う減額です。次に4ページをご覧ください。1244 図書館等一体的整備に要する経費ですけれども、こちらは国の補助金の確定による国庫支出金 4 万 1 千円の増額及び充当率が高い地方債（公共施設等適正管理推進事業債）の発行について、知事の同意を得たことにより地方債 670 万円増額し、基金繰入金を 674 万 1 千円減額する財源補正であります。0667 小学校の給食施設整備に要する経費は、食物アレルギー対応調理場整備事業の事業費及び事業工程が確定したことに伴い、地方債を 310 万円増額し一般財源を同額減額する財源補正であります。5ページをご覧ください。繰越明許費です。11 教育費 7 保健体育費の食物アレルギー対応給食調理場整備事業 419 万円につきましては、翌年度の令和5年度に全額繰り越し、事業を実施いたします。続きまして歳入についてです。2ページにお戻りください。社会教育費補助金、新図書館整備事業の財源である国庫補助金、これは都市構造再編集集中支援事業費補助金ですけれども、4 万 1 千円増額しております。教育債として、小学校施設整備事業債は 270 万円の増額、中学校施設整備事業債は 1,140 万円の減額、図書館等一体的整備事業債は 670 万円の増額、食物アレルギー対応調理場整備事業債は 310 万円増額しております。教育政策課関係部分の説明は以上となります。

社会教育課長 それでは社会教育課関係部分についてご説明させていただきます。
4 ページをお開きください。事業番号 0633 コミュニティーセンター管理運営に要する経費の追加額として、休業補償費 43 万 3 千円を計上しております。別府市コミュニティーセンターは、指定管理者が管理している施設でございますが、今回、温泉管の改修工事のために、コミュニティーセンター内にあります、温泉施設部分、通称芝居の湯と呼ばれている部分ですが、令和 4 年 8 月 1 日から同月 31 日までの 1 か月間休館いたしました。今回、その間の温泉利用料金の減収分を指定管理者に補償するものでございます。補償費の積算にあたりましては、休館期間の除く、令和 4 年 4 月から 9 月までの 5 か月間の各月の入浴料収入の前年度比を算出いたしまして、その平均値を令和 3 年 8 月の収入実績に乗じた額を、休館期間中の収入見込みとして算出しております。また、指定管理者が負担する光熱水費は、休館期間中減少することから、この減少分を収入見込みから差し引いた額を補償費として算出しております。
次に 5 ページ、繰越明許費の補正でございます。上段の 2 つが社会教育課分になります。最初に、少年自然の家整備事業でございます。これは、令和 2 年 10 月より休所中の少年自然の家「おじか」において、施設に関する将来的な計画を検討するための基本計画策定委託業務を一般競争入札により公告いたしました。1 回目の入札が入札不調となり、再度公告に付したことから、履行開始が遅れたため、年度内での事業完了が見込めないことから、来年度に事業費、契約額であります 2,200 万円を繰り越し、議会の承認を得られましたら、工期延長の変更契約を行うものであります。次に、美術館整備事業でございます。これは、美術館の空調及び高圧受変電設備機器等の更新工事を行うもので、債務負担行為に基づき、令和 4 年 10 月から令和 6 年 1 月までの工期で、それぞれ、令和 4 年度、5 年度の工事進捗率により予算を振り分けておりますが、機材の納品の遅れにより、今年度内に予定していた事業の進捗が見込まれないため、空調設備外改修工事及び高圧受変電設備等改修工事の令和 4 年度の事業費 1,176 万 9 千円を繰り越すものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 3 号は、原案に対し同意することに異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 3 号は同意することに決定いたしました。

◎ 令和 5 年度一般会計当初予算案について

寺岡教育長 次に議事日程第 4、議第 4 号 令和 5 年度一般会計当初予算案についての

説明をお願いいたします。

教育政策課長 議第4号につきましては、規定により意見を求めるものです。お手元にお配りしました別冊資料「予算決算特別委員会令和5年度当初予算所管予算案説明資料」に沿って、まずは教育政策課関係部分からご説明いたします。

1ページをお開きください。(3)教育政策課の重点施策です。まず給食費負担軽減に要する経費591万3千円です。概要については6ページをご覧ください。子育て世代の経済的負担軽減と本市への移住・定住を目的として、給食費を負担する保護者に対して、第1子と第2子は半額補助、第3子以降は全額補助します。対象は私立小学校、こちらは明星小学校になります。なお、この補助制度は3歳児以上が対象であり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等は子育て支援課が予算を別立てで計上しております。次に7ページをお開きください。体育館空調整備に要する経費12億9,870万円です。子ども達の熱中症対策及び避難所の環境改善を目的として、全26施設、これは市立小中学校体育館20施設、地区体育館等6施設ですが、こちらの体育館に空調設備を整備します。令和5年度と令和6年度の2か年にかけて行います。総事業費16億5千万円となっております。

続きまして8ページをご覧ください。小学校の施設整備に要する経費696万円です。児童の安全確保、教育環境の改善のため、小学校2校、これは緑丘小学校と南立石小学校ですが、この2校の体育館にスロープの設置や接続通路改良工事を行うことにより、バリアフリー化を行います。

続きまして10ページをご覧ください。小学校のICT環境整備に要する経費6,308万1千円です。GIGAスクール構想の実現に向けて、学校におけるICT活用のため、タブレット端末の保守委託、サーバー更新、端末の更新等の環境整備を行います。

次に11ページです。中学校の施設整備に要する経費1,057万9千円です。鶴見台中学校に車椅子対応トイレを整備することにより、バリアフリー化を行います。

13ページをお開きください。こちらは中学校のICT環境整備に要する経費3,832万7千円です。こちらの事業内容につきましては、先程ご説明いたしました小学校のICT環境整備と同様でございます。

次に15ページをお開きください。図書館等一体的整備に要する経費1億9,060万1千円です。別府市新図書館等整備基本計画(令和2年3月策定)に基づき、地域課題の解決や市民一人ひとりの自己実現に資するため、令和7年度の開館に向けて、新図書館等複合施設の建設工事に着手します。

次に18ページをご覧ください。学校給食共同調理場建設に要する経費27億4,243万1千円です。安全・安心な学校給食の提供を最優先に、衛生管理基準及びHACCPの概念に基づく施設整備・運営を行うため新学校給食共同調理場を整備し、今年9月から提供を開始します。現在の工事進捗状況ですけれども、約50%となっております。本年6月末完成予定です。

続きまして19ページをお開きください。給食費負担軽減に要する経費1億8,344万4千円です。先程と同様の給食費補助です。対象は公立幼稚園、公立小学校、公立中学校となっております。次に給食センターに要する経費2億6,936万6千円です。新学校給食センターの委託料1億9,737万7千円、需用費(消耗品、光熱水費)6,871万9千円などの内訳となっております。

ります。

続きまして 20 ページをご覧ください。食物アレルギー対応給食調理場に要する経費 423 万円です。山の手小学校の単独調理場を改修し、食物アレルギーに対応した学校給食を市立学校の児童・生徒へ提供するための施設の運営に要する経費であります。最大 100 食程度を予定しております。

続きまして 21 ページです。食物アレルギー対応給食調理場施設整備に要する経費 4,110 万 8 千円です。これは施設の整備費であり、本年 9 月までに整備をする予定でございます。以上が教育政策課の重点施策となります。

学校教育課長 学校教育課関係分については、21 ページ下段からになります。新規または拡充する事業についてのみご説明させていただきます。

1 点目は、24 ページの下段、教育研究指導に要する経費の事業概要⑥オンライン英会話でございます。これは新規で年 3 回実施します。対象は、小学校 6 年の児童です。実施内容は、外国人講師 1 名に対して児童 2, 3 名がタブレットを介して英会話を行います。その費用として 259 万 7 千円を計上しています。2 点目は、オンライン英会話のすぐ下にあります⑦オンライン学習教材の使用でございます。A I 型ドリル教材キュビナは、令和 3 年度から、小学校 5 年生から中学校 2 年生の 4 学年で利用しております。令和 4 年度は中学校 3 年生の不登校生徒の利用ができるようになりました。令和 5 年度からは、小学校 3, 4 年生が加わります。金額としましては 1,747 万 7 千円です。令和 4 年度の予算 2,650 万 1 千円から約 900 万円程度削減されています。その理由は、文部科学省のメクビットに接続するための E ポータルにキュビナを選択したため、小学校 3, 4 年の利用はサービスとなり、令和 5 年 1 月の段階から利用できるようになっております。また、児童生徒 1 人当たりの利用値段が下がったことにより、この金額となっております。

3 点目は、26 ページの上段、外国人子女等教育相談員派遣に要する経費の事業概要の③母語支援員の配置については、本年度 11 月から小野ヤーナさんを採用しており、緑丘小学校に配置するとともに、青山中学校にも派遣してきました。今後も、母語支援員 1 名を市内の学校に配置するとともに、外国人児童生徒等が在籍する幼稚園、小・中学校に派遣し、学校生活や授業等における母語支援や、保護者の通訳等の支援を行うようにしております。令和 5 年度予算は、379 万 8 千円を計上しています。4 点目は、すぐ下の④日本語指導員の配置についてです。令和 5 年度に 1 名を採用し、市内の学校に配置します。内容につきましては、学校生活への適応支援や日本語指導を行うようにしております。教育相談員という日本語指導を行うボランティアの方と一緒にを行うようにしております。経費としましては、271 万 5 千円を計上しております。5 点目は、下段の学校いきいきプランに要する経費です。これにつきましては例年 48 名でございましたのが、令和 5 年度から 2 名増員し、50 名とします。9,232 万 4 千円を計上しております。

6 点目、28 ページの上段、不登校児童生徒支援に要する経費についてです。こちらは新規となっております。①から④までございますが、①登校支援員の配置については、東山中学校を除く 6 校に 1 名ずつ配置でき量にしたいと考えております。②は支援ルームの整備についてです。不登校児童生徒が学校に来ても、今のところ保健室、または空き教室を使っております。

たが、支援ルームという部屋を作りまして、そこで学習等行いたいと思っております。③についてはICT教育支援です。iPadを通して学習支援を行えるような取組をしようと考えております。④については先進地視察として、不登校の特例校などを視察し、今後の不登校対策に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして30ページの下段、教育振興助成に要する経費ということで、本年度までは36万円でしたが、3校分の54万円を計上しております。これにつきましては、研究指定ということでこちらから学校を指定して、来年度は別府中央小学校、南立石小学校、鶴見小学校に研究をお願いしているところがございます。

35ページの下段、預かり保育に要する経費です。鶴見幼稚園の預かり希望者が本年度46名から来年度は59名に増加しております。そのため、預かり支援員を1名増員する予定にはしておりますが、こちらには反映しておりません。

37ページの上段、スポーツに要する経費につきましては、事業概要②委託料のところですが、昨年度は693万1千円でしたが、今年は1,423万円を計上しております。本年度は9月から部活動指導員を配置したのですが、来年度は4月から配置するため増額しております。③のバス等借上料につきましては、旧浜脇中学校グラウンドや体育館を練習試合等で使用するために、市内の中学生がバスに乗ってこちらに行き練習するといった形をとるために借上げ料を計上しております。以上でございます。

社会教育課長 それでは社会教育課関係部分についてご説明させていただきます。39ページをお願いいたします。下段の町内公民館活動に要する経費でございます。地域コミュニティの核となる町内公民館の環境改善を支援し、自治会ニーズに適切に対応できるよう建設等の貸付金と補助金を交付いたしております。この貸付金補助金制度につきましては、本年度要綱を改正いたしまして、補助金につきましては、新築・改築につきましてはこれまでの倍の300万円、増改築の場合は200万円を補助するように改正しております。来年度各町内より希望を募りまして、改修予定がある町内の事業主から本年度の予算を交付しております。

次に49ページになります。上段の別府学創生に要する経費でございます。この別府学につきましては、平成30年度より小学校1・2年の低学年用、3・4年の中学年用、5・6年の高学年用と中学生用ということで、4種類の別府学の学習資料を作成いたしまして授業で活用いただいております。毎年中身を精査いたしまして、軽微な修正等を施しながら毎年配布しております。

次に下段の別府市誌編纂に要する経費でございます。これは令和6年度、市制100周年を記念して別府市誌を編纂するための事業費でございます。本年度より市誌の編纂業務に着手してございまして、3か年をかけて作成をいたします。本年度は既に3回の編纂委員会を開催してございまして、いよいよ来年度より執筆者による執筆作業を予定しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 一般会計の総予算額というのは、1 ページ目の(1)の「令和5年度予算額」の3課を足した分ですか。

教育政策課長 (1)の教育政策課、学校教育課、社会教育課、この3つの「令和5年度予算額」を足したものが教育部の予算額です。ただ一般会計になりますと、市長部局も含めた全体予算になりますので、こちらは教育部のみの分になります。一般会計全体では、588億4千万円の事業予算がついております。前年度で30億2千万円、5.2%の増額となっております。

川崎委員 教育政策課が増額になっているのは、施設の工事費などその辺が計上されているから約30億円増額されていると思うんですけども、逆にこの事業はもう終わったとかいうものはあるのですか。

教育政策課長 川崎委員のおっしゃるとおり、教育政策課の予算が大幅に増えているものは、給食センターを作る施設の整備費であったり図書館の関係、それから給食費の補助の関係で増額されております。既存のもので減ったものは少ないのですが、強いて言いますと、学校給食の関係で、新しいセンターに移るといことで、既存の共同調理場や単独調理場は、1学期間、7月末もしくは8月末までの運営になりますので、予算規模的には年間で見ますと全体の3分の1程度に落とすようにしております。

川崎委員 学校教育課や社会教育課はどうですか。

寺岡教育長 スクラップアンドビルドということですね、前年度の事業でなくしたものなどはいかがでしょうか。

学校教育課長 学校教育課は教育祭について協議しまして、来年は取りやめることいたしました。これが1点。もう1点が、スクールサポートスタッフについては継続して取り組むのですが、学習指導員につきましては本年度を持ちまして終了となりました。コロナ禍が明けるといこともありますので、そういった意味で学習指導員が廃止されましたので来年度は採用しないということになりました。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課の事業につきましては、予算ベースでいきますと、少年自然の家「おじか」の整備の部分が減少しております。令和2年から閉所しているのですが、来年度以降は、現在基本計画の策定を進めておりまして、これまでの維持管理等で計上しておりました予算を、来年度以降は削減させていただいております。ただ、計画が進む中で最終的に整備を進めるということになれば、また維持管理費含めて発生するのかなというところでございます。

川崎委員 どうしても事業継続で、スクラップアンドビルドというか、事業をやめるということがなかなかしづらい、教育環境はそういうところがあると思うんですけども、その辺はやはりメリハリが必要なので、ここは今年度集中してやるよ、ここはある程度でやめるとか、その辺のところを考慮して予算

案を作らないと膨らむばかりになるというところは考慮する必要はあるかなと思います。

教育部長 今川崎委員さんが言われることはごもっともで、毎回予算を作成する段階で、事業等の見直しをやっていますが、なかなか事業が減らないというのが現実でございます。知見委員さんの意見や今日の教育委員さんの意見を参考にしながら、また、PDCAを回す中で改善していくように努めてまいりたいと思います。

寺岡教育長 計画する事業と継続する事業、廃止する事業がもう少し分かるような資料があれば、ということですね。

川崎委員 そうですね、あると分かりやすいですね。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第4号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第5号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは7ページをご覧ください。議第5号につきましては、規定により意見を求めるものです。
8ページ及び9ページをご覧ください。別府市立学校の屋内体育館に空調設備を設置することから、その使用料を定めることに伴い、条例を改正しようとするものです。冷暖房設備の使用料は1時間につき500円とし、規則で定める日から施行します。なお、地区体育館においても同様の改正を予定しております。こちらは後ほど社会教育課から説明がありますが、31ページ議事日程第9、別府市公民館条例の一部改正、39ページの議事日程第15、別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、この2議案が他にもございますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 この改正案を見ると、電灯が220円で、冷暖房が500円、応接室・会議室・

教室で冷暖房を使うときは 330 円と書いていて、数字を見ますと 220 円や 330 円は消費税が入っているのかなと思うのですが、500 円というのはどうなっているかなと思って、消費税についてはどういう扱いになっていますか。

教育政策課長 9 ページの新旧対照表ですけども、現行については、電灯料が 1 時間 220 円、これは消費税込みの料金でございます。税抜きで 200 円、税込みで 220 円ですので、それでいくと同じ項目に載っていることから 500 円というのは税込みと解釈すべきと考えております。

山本委員 その場合、550 円ではなくて 500 円でよろしいのでしょうか。

教育政策課長 確かに 500 円に消費税で 550 円というほうが分かりやすくなるかと思いますが、扱的には税込みとなっております。なぜ 500 円にしたのかというところなんですけど、やはり実費分を考慮して、実は先行して大分市の春日町小学校で冷暖房を体育館に整備して 12 月議会で条例を出しております。そちらが税込みで 500 円としておりまして、4 月 1 日から施行なんですけど、そういった実際に掛かる経費を試算したものと、大分市の事例等参考にして税込み 500 円という形で提示をさせていただきました。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 5 号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 5 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 6、議第 6 号 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは 10 ページをご覧ください。議第 6 号につきましては、規定により議決を求めるものです。

定年引上げに伴い、60 歳前に給料減額されたことのある職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後に退職し、退職手当を受給した場合に、60 歳時点で退職した場合と比較して不利とならないように条例を改正しようとするものです。対象となる職員は別府市立幼稚園の教諭になります。私のような市費負担の行政職員につきましては、別に別府市長の条例で改正いたします。

事前にお配りしています資料をご覧ください。最初は 60 歳で定年退職した場合の退職手当の算出方法です。「退職日の給料月額」に勤続年数で変動

する「支給率」を掛けたものが退職手当の基本額となります。次は60歳前に給料を減額されたことのある職員が60歳で定年退職した場合です。減額前の給料額を考慮して金額が低い退職日の給料月額1点ではなく、ピーク時の給料月額と退職日の給料月額の2点から計算する「ピーク時特例」が適用されます。

次は職員が定年延長により65歳で定年退職した場合、現行の条例では55歳ピーク時の給料月額と、役職退職で70%の水準まで下がった退職日の給料月額の2点で退職手当の基本額を計算しますので、定年引上げ制度が施行される前の、60歳でもらう退職手当より金額が少なくなってしまう。そこで次をご覧ください。今回はこのような計算結果に該当する職員を救済するために、ピーク時の給料月額、60歳時の給料月額、退職日の給料月額の3点から退職手当を計算する「ピーク時特例」を追加するために条例を改正するものです。なお、この規定は、大分県の条例に準じております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 今、定年が2年に1年ずつ延びていっている状況なんですよ。最終的には65歳まで延長されるというのがまず一つと、それから給料も、これからは60歳を過ぎたら減額されていくんですか。

教育政策課長 定年は最終的に65歳まで延長されます。給料額は60歳定年退職時の70%となります。

山本委員 それで1回下がってまた定期昇給が行われるということですか。

教育政策課長補佐 いえ、定期昇給はなしです。

山本委員 定期昇給昇はなしで横ばいということですね。分かりました。

福島委員 退職金は景気に左右されるのですか。

教育政策課長 基本は福島委員がおっしゃったとおり、資料に退職時の給料月額×支給率という計算式があります。退職時の給料月額というのは、人事院勧告というのがありまして、景気が良ければ民間の賃金を調査して上がります。景気が悪ければ下がります。ですから公務員の退職金というのはそれに左右されます。

山本委員 通常は2点計算でいけるのかなと思うんですけど、敢えて3点計算というのは。

教育政策課長補佐 3点で計算しますのは、定年引上げ制度が入ってきて、現行の制度ではピーク時と役職定年後の低いところをとるので、60歳から65歳まで、その辺りに不利な期間が生じて、普通に60歳で定年退職するときと比べると低くなるようなことがあります。だから、3点で計算をするとそれが回避

できますよという制度になっております。非常に長い条例なんですけど、要点をまとめるとこのようになります。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第6号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第6号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第7号 別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは25ページをご覧ください。議第7号につきましては、規定により議決を求めるものです。
26ページ及び27ページをご覧ください。学校給食センター化するため、別府市学校給食共同調理場を建て替えることに伴い、条例名称中、「別府市学校給食共同調理場」を「別府市学校給食共同調理施設」に改め、「別府市学校給食センター」及び「別府市食物アレルギー対応給食調理場」の名称及び位置を定めるものであります。令和5年9月1日から施行いたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 先程予算のところでもこれが上がっていましたが、建物を作って、そこで全学校の給食を作って、配送はどうするんですかね。

教育政策課長 新しくできる給食センターにつきましては、調理と配送は民間委託をするようにしております。委託会社も株式会社メフォスというところに決まっておりますので、そちらで配送車両を用意してもらって、配送員も揃えてもらって、メフォスが配送を請け負うということになっております。

山本委員 ラクテンチの下の給食センターと、山の手小学校のところにアレルギーセンターで、配送車は両方を經由して学校に行くという形になるのですか。

教育政策課長 説明不足で申し訳ありません。ラクテンチの下の新センターは株式会社メフォスが業務を担いますので、その車両、2トンもしくは2トンロングのトラック9台でルートを決めて行きます。山の手小学校の単独調理場を改修して、食物アレルギー対応調理場にする分につきましては、新センタ

一から出発したトラックが、アレルギー対応調理場に寄って途中経路で積み替えということができなくなっていますので、アレルギー対応調理場はアレルギー対応調理場で別途配送を行うようにしております。

山本委員 多分そちらの方が台数が少ないでしょうし、何校に配るかわかりませんが、ちゃんとオンタイムで運べるかというのが心配なんですけど、大丈夫でしょうか。

教育政策課長 アレルギー対応調理場につきましては、軽のボックス、箱型のものを4台予定しております。作り終わってから喫食まで2時間というルールがございますので、それに間に合う形で、その4台で配送ルートの時間を実際測ってみて、試験もして、時間内に配送できるという目途がついております。

山本委員 そちらの配送も別府市がするのですか。

教育政策課長 アレルギー対応調理場につきましては直営で行いますので、市のほうで配送いたします。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか、では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第7号は、原案に対し同意することに異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第7号は同意することに決定いたしました。

◎ 工事請負契約の締結について

寺岡教育長 次に議事日程第8、議第8号 工事請負契約の締結についての説明をお願いいたします。

教育政策課参事 それでは29ページをご覧ください。議第8号につきましては、規定により意見を求めるものです。

30ページをご覧ください。別府市屋内運動場等空調設備整備事業について、設計・施工一括の工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。契約の相手方は信和・地熱・和光・矢野建設工事共同企業体、契約金額は16億5千万円（消費税及び地方消費税含む）、契約期間は令和6年9月末までであります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

寺岡教育長 では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第8号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第8号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市公民館条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第9、議第9号 別府市公民館条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは31ページをお願いいたします。議第9号につきましては、規定により意見を求めるものです。
先程教育政策課から小・中学校の体育館での空調使用料の改正をご説明させていただきました。その際にありました社会教育課で担当しております地区公民館につきまして、冷暖房使用料の部分を条例で定めようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第9号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第9号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第10、議第10号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは36ページをお願いいたします。議第10号につきましては、規定により意見を求めるものです。
先程と同様の趣旨でございます。野口ふれあい交流センターにおきましても体育室に空調設備を設置することに伴いまして使用料を定めることの条例を改正しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。

教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないよう
うでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 10 号は、原案に対し議
決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 10 号は議決することに決定い
たしました。

◎ 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

寺岡教育長 次に議事日程第 11、議第 11 号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民
の利用に供することに関する協議についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは 39 ページをお願いいたします。議第 11 号につきましては、規定
により意見を求めるものでございます。

今お配りした資料でご説明させていただきます。公の施設を他の普通地方
公共団体の住民の利用に供することに関する協議につきましては、別府市
立図書館を大分都市広域圏を構成する大分市ほか 5 市 1 町の住民の利用
に供しようとするもので、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議
会の議決を求めるものでございます。今お配りしました資料は、大分都市
広域圏についての資料です。この大分都市広域圏ですが、ここにありま
すように、国が提唱します「連携中核都市圏構想」に基づきまして、大分市
を中核都市として、周辺 7 市町、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊
後大野市、由布市、日出町との間で、平成 28 年 3 月 29 日に、こちらに記
載があります各分野ごとの 31 項目について連携するというところで、連携
協約を締結しております。その中で、青の囲みの部分ですが、様々な項目
の事業を連携しておりますが、本課での取組ということで、①公共施設の
相互利用、②公共施設案内・予約システムの共同利用、③大分都市広域圏
小中学校交流事業、この 3 事業を社会教育課で実施をしております。こ
の中にあります①の公共施設の相互利用の部分ですが、現在は地区公民館、
体育施設等について相互利用に供しているんですけども、今回は市立図書
館についても相互利用ということで加えようとするものでございます。本
件が議会で議決を得られましたら、関係する規則の改正について改めて本
委員会で議決をいただきたいと思っております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。
教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 別府市の図書館の本を他市の住民が借りることは、今はできていないんで
すか。

社会教育課長 現在も図書館の規則の中で定めておまして、何市か別府市以外の市の方
にも供せられるという形で取り組んでおります。ただ、この 7 市町の中に

現在の規則の中に入っていないところがあります。今回この件で議決を得られましたら、新たにこの7市町を加えて図書館の利用が可能になるということで進めてまいりたいと思います。

新谷委員 ではこの7市町の方は、別府市の図書館を別府市民と同様の使用の仕方ができるということになって、そして今度は、別府市の市民も大分市とか臼杵市の図書館を同じように使ったり本を借りたりすることができるということになるんですか。

社会教育課長 その部分につきましては、次の議第12号でご説明させていただきます。今提案させていただきましたのが、連携協定を締結している他市町の方が別府市の図書館を利用することできるということです。次に提案させていただく議第12号が、逆に別府市の市民が協定を締結している市町の図書館の利用が可能になるということで、別々の議案になっておりますが、内容的にはそういった形になります。

山本委員 とても良いことだと思うし今までもこの議題があがったと思うんですけど、今度新しい図書館を作るという話になって、もう少し広げてもいいのではないかなと思うんです。例えば医療保険圏域でみると、別府は東部保健所圏域で、別府、日出、杵築、国東が入っているんですけど、こちらを見ると杵築とか国東が入っていないんですね。多分杵築くらいだったら別府の高校に通っている子も結構いるでしょうし、そのあたりも今後図書館をきちんと利用できるようにしてあげればどうかなと思うのですが。

社会教育課長 先程申し上げました現行の別府市の図書館の規則ですが、調べましたら資料がございまして、現在、大分市、由布市、杵築市、宇佐市、日出町につきましては、現在の規則の中で利用可能となっております。今回はこれによらない7市、かぶっているところもございしますが、利用に供するというところで議会の議決を求める形になります。ただ、今後の方針といたしましては、全県に拡大するということが最良の方法かなということはこちらのほうでも考えております。ただ、大分都市広域圏内の事業として今回提案を受けた中で協議という形で進めていこうということがまず決まりましたので、ひとつのステップアップということで、次の段階に向けてまた準備を進めながら、可能な部分については対応していきたいと考えております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第11号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第11号は同意することに決定いたしました。

◎ 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について

寺岡教育長 次に議事日程第 12、議第 12 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それではご説明いたします。議第 12 号につきましては、規定により意見を求めるものです。
41 ページから 43 ページまでになります。先程提案させていただきました別府市の市立図書館を大分都市広域圏の市町が利用するのと逆に、別府市の市民が広域圏内の市町の図書館の利用を可能にするということの協議でございます。内容につきましては、先程の中でご説明させていただいたとおりでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 12 号は、原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 12 号は同意することに決定いたしました。

◎ 部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画の改訂について

寺岡教育長 次に議事日程第 13、議第 13 号 部落差別解消のための学校教育推進基本方針・基本計画の改訂についての説明をお願いいたします。

**学校教育課参事
兼共生社会実現・部落
差別解消推進課参事** それでは 44 ページをお開きください。議第 13 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
今回の改訂は、平成 30 (2018) 年 4 月に策定いたしました「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」が、5 か年計画でございましたので、新たな 5 か年計画を策定するための改訂となっております。なお、本方針・計画は、平成 28 (2016) 年に施行されました「部落差別解消の推進に関する法律」第 1 条及び第 5 条を受け策定するものでございます。
改訂案のポイントをご説明いたします。45 ページをお開きください。まず、名称の一部変更です。本方針・計画は、教育全般ではなく学校教育における方針・計画であることから、「部落差別会長のための学校教育推進基本方針・基本計画」と改訂しております。
次に内容についてです。令和 4 年度「児童生徒アンケート」「部落差別問題に関する教職員取組調査」の結果を受け、加筆修正を行っております。最

初に(1)「Ⅱ 部落差別に関する学習の現状と課題」についてです。まず項目を「1 部落問題学習の取組(教育活動及び授業づくり)について」と「2 教職員の部落差別の認識及び意識について」の2つに変更しております。次に、項目ごとの主な記載事項です。「1 部落問題学習の取組(教育活動及び授業づくり)について」は、そちらにございますように、校種間連携による系統的・継続的学習への取組は十分とはいえない、児童生徒の記憶に残る学習のさらなる推進、「別府市人権教育・部落差別解消推進研究会」事務局を担当する教員らの業務負担が増加し、新たな取組に課題、としております。続いて「2 教職員の部落差別の認識及び意識について」です。こちらについても、感染症対策により対面による研修機会が減少したことで自己啓発に取り組んでいると評価する教職員の数が減少しましたが、現在は少しずつ以前に戻りつつある、自信をもって授業・指導を行う教員が増加する一方で、授業・指導に不安を感じている若年教員の割合が増加、部落差別問題(歴史的・現実的問題)の理解不足を自認する若年教員の割合が増加、となっております。次に「3 推進体制について」は、「人権教育推進委員会」の年4回以上の開催が定着し体制が構築されたが「人権教育推進委員会」の協議内容に課題、人権教育主任の資質向上が求められる、となっております。こういったことから、推進体制の構築は達成できたと評価しております。「4 保護者・地域への啓発について」です。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策により、人権学習の保育・授業公開を行う学校が減少、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題に関し、通信等により啓発を行った学校数の増加、となっております。以上のような内容を記載しております。なお、この現状と課題の根拠となるデータにつきましては、別添の第2次改訂版の9ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

次に46ページをお開きください。(2)「部落差別解消のための教育の基本的方向性」についてです。方向性としたしましては、改訂前の方向性を継続することとし、46ページには記載してございませんが、別添の第2次改訂版にあるように「1 部落問題学習の質の向上」、「2 教職員研修の充実」、「3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための推進体制の確立」、こちらにつきましては、体制の構築は達成できたものと評価し、その体制をさらに有効なものにしていくとの観点から「体制の確立」と掲げさせていただいております。そして「4 保護者・地域への啓発の推進」、この4つを継続することとしています。なお、「1 部落問題学習の質の向上」では、「(1) 部落問題学習の授業実践の徹底・充実」と「(2) 現在の部落差別に関する学習の充実」につきましては、太字下線を追記し、内容を詳しく表記しております。また「(3) 市内のフィールドワークを含む地域教材の開発の推進」は、改訂後の(2)に含まれるものとし、削除しております。そして新たに現状の課題認識から、(3)として、「子どもの成長過程全体を想定した校種間連携による系統的学習の充実」を追加しております。次に(3)「Ⅳ 達成指標及び実績」につきましては、「2 教職員研修の充実」については、特に研修効果を評価するため「研修で学んだことを授業や指導で活用していると回答する教員の割合」を指標として位置づけました。また「3 体制の確立」につきましては、「校内推進委員会が部落問題学習の充実に役に立っていると肯定的に回答する学校の割合」を指標に位置づけ、さらに「4 保護者・地域への啓発の推進」については、授業公

開を実施した学校の割合だけでなく、学校発で学習・啓発資料など情報提供を行った学校の割合も位置づけました。最後に(4)「V 具体的取組」についてです。加筆修正した主なものをそちらに記載しております。まず「1 部落問題学習の質の向上」につきましては、部落問題学習における主体的・対話的で深い学びへの取組を指導、中学校ブロックごとに、子どもの成長過程全体を想定した系統的継続的学習実践を促進、「別府市人権教育・部落差別解消推進研究会」との連携・協働を強化するとともに、その取組を支援、と位置づけました。「2 教職員研修の充実」につきましては、部落問題学習に係る主体的・対話的で深い学びを実現するためのスキルを学ぶ研修会を、新採用教員及び転任教員を主な対象者として毎年実施、若年教職員が共に学び、実践を交流する機会を提供、教職員の自己啓発・学習を促す学習資料等を校長所長会議や人権教育主任会を通じて提供、「別府市人権教育・部落差別解消推進研究会」との連携・協働を強化するとともに、その取組を支援、としております。続いて「3 園・学校全体で組織的・継続的に実践するための体制の確立」につきましては、上記にあることと重なりますが、人権教育主任会の充実、人権教育主任が互いの実践に学ぶ機会として冊子を発行、としております。最後に「4 保護者・地域への啓発の推進」につきましては、園・学校が、保護者や地域への啓発に活用できる資料等を充実させていきたいと考えております。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第13号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第13号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項(1)

寺岡教育長 次に報告第1号、寄付受納についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは48ページ、49ページをお開きください。寄付受納について、教育政策課関係部分からご説明いたします。49ページの表中、番号1から3につきましては、防犯カメラ、モニターの寄附でございます。別府ライオンズクラブより、青少年育成事業の一環としていただきました。こちらにつきましては、朝日小学校、春木川小学校、別府中央小学校に配備を行っております。続きまして番号4、モニター64インチの寄附でございます。こちらは南小学校PTA様より、学校行事や授業の利便化を図るためにいただいております。以上となります。

学校教育課長 それでは学校教育課関係分についてご報告いたします。
まず番号5番、生活協同組合コープ大分様より絵本「あかちゃんかたつむりのおうち」を14冊寄贈いただきました。これは、市立幼稚園14園に送っております。続きまして番号6、鉄輪愛耐会様より「鉄輪俳句・句集 第3集 湯けむり散歩」を42冊寄贈いただきました。これは、市立小学校13校、中学校6校、東山小中学校に各2冊配付しております。続きましてお手元に資料をお配りいたしました。番号7から11になります。別府市美術協会様より、令和4年度別府市美術展入所作品5点、日本画、洋画、工芸彫刻、書道、写真それぞれ1点を寄贈いただきました。本年度は、緑丘小学校にいただき、令和4年10月27日に寄贈式を行いました。来年度は別府西中学校を予定しているそうです。以上でございます。

社会教育課長 それでは番号12番です。大分みらい信用金庫様より、別府市の子どもたちの育成のため、児童図書購入費として200万円をご寄附いただいております。購入いたしました図書につきましては、信用金庫様より提供されておりますシールを貼付し、寄贈が分かるように、図書館においてみらい信金寄贈コーナーを設けてそちらで貸出に供しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（2）

【概要】 ※令和5年3月定例教育委員会の開催日程について、令和5年3月29日（水）17：30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和5年2月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。